

諮問日：平成30年10月26日（平成30年度（情）諮問第18号）

答申日：平成31年3月15日（平成30年度（情）答申第25号）

件名：大阪高等裁判所における特定の裁判官の退官願の一部開示の判断に関する
件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官の退職願の開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が、退官願（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、大阪高等裁判所長官が平成30年9月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

元裁判官が裁判官にふさわしい人物であったか否かを本件対象文書により検証することは、公益にかなう。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書のうち不開示とした記載部分（以下「本件不開示部分」という。）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号の不開示情報に相当する情報であり、これらの情報について、同号ただし書イからハマまでに相当する事情はない。

また、本件不開示部分について、取扱要綱記第4に定める公益上の理由による開示を相当とすべき事情はない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年10月26日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月28日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 平成31年1月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年2月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 当委員会において本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分は、作成年月日、裁判官の署名及び押印並びに退官願の理由の記載部分であることが認められる。このような記載内容に照らせば、本件不開示部分は、法5条1号に規定する個人識別情報と認められ、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

苦情申出人は、本件不開示部分を開示することが公益にかなう旨を主張するが、本件不開示部分の記載内容に照らしても、本件不開示部分について取扱要綱記第4に定める公益上の理由による開示を相当とすべき事情は認められない。

したがって、本件不開示部分は、同号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人